パブリック・コメント手続（意見募集）

横須賀市耐震改修促進計画の改定について

意見募集期間

令和８年（2026 年）

11月 11 日（水）～12月１日（火）

お問い合わせ先：都市部建築指導課

電話 046-822-9530（直通）

横　須　賀　市

YOKOSUKA

パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめ、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

（１）市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
（２）公表したものに対する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
（３）お寄せいただいたご意見の概要とご意見に対する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

パブリック・コメント手続に当たって

横須賀市では、地震に対する耐震性が低い建築物の耐震化を図ることなどにより、建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に促進することを目的として、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下、法）」の規定に基づき、平成21年3月に「横須賀市耐震改修促進計画」を策定（平成26年10月、令和5年3月改定）し、建築物の耐震化促進に取り組んでいます。

令和7年7月に法で定められている国の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」が見直され、令和8年3月に上位計画となる「神奈川県耐震改修促進計画」が改定されたことを踏まえて、建築物の耐震化促進に継続して取り組むため、市の計画を改定します。

今回のパブリック・コメント手続は、横須賀市耐震改修促進計画の改定を行うにあたり、市民の皆様からのご意見を伺うものです。

【目次】

◆意見の提出方法 …… 3

意　見　の　提　出　方　法

1　提出期間　令和8年(2026年) 11月11日（水）から
　　令和8年(2026年) 12月1日 （火）まで

2　宛　　先　都市部建築指導課建築安全係

3　提出方法

(1) 書式は特に定めていませんが、住所及び氏名を明記してください。

(2) 市外在住者の方が提出する場合は、次の項目についても明記してください。

・(市内在勤の場合)勤務先名・所在地
・(市内在学の場合)学校名・所在地
・(本市に納税義務のある場合)納税義務があることを証する事項
・(本パブリック・コメント案件に利害関係を有する場合)
　利害関係があることを証する事項

(3) 次のいずれかの方法により提出してください。

ア　直接持ち込み
・都市部建築指導課(横須賀市役所分館4階)
・市政情報コーナー(横須賀市役所本館2号館1階 34 番窓口)
・各行政センター

イ　郵送
〒238-8550　横須賀市小川町 11 番地
横須賀市役所　都市部建築指導課建築安全係

ウ　ファクシミリ
046－822－2539
※ファクシミリでの提出に当たっては、案件名と送信先の部署を明記した上で、お送りください。

エ　電子メール
bg-ci@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々の御意見等には直接回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。
御提出いただいた御意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後、速やかに公表いたします。

素案

横須賀市耐震改修促進計画

令和９年（2027 年）３月

横須賀市

横須賀市耐震改修促進計画

目　次

第１章　計画の目的等　・・・

（３）緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化の促進　・・・・・・・・・・・・・・・21
（４）各種認定制度等による耐震化の促進　・・・・・・・・・・・・・・・・・21
（５）法に基づく指導や助言等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
３　公共建築物の耐震化の促進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
（１）市有建築物の耐震化の促進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
４　その他の地震時における安全対策の推進　・・・・・・・・・・・・・・・22
（１）大規模盛土造成地の耐震対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
（２）窓ガラス、外壁等の落下防止対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・22
（３）屋根瓦の耐震対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
（４）天井脱落対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
（５）エレベーター等の安全対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
（６）ブロック塀等の安全対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
（７）住宅内での安全対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23

第５章　計画の推進に向けて　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
１　推進体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
（１）県と市町村との連携　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
（２）関係部局との連携　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
（３）関係団体との連携　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
２　施策のフォローアップについて　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24

資料編

資料１　耐震改修促進法における建築物一覧　・・・・・・・・・・・・・・・27
資料２　耐震診断を義務化する建築物　・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
資料３　「緊急輸送道路」の路線一覧・路線図　・・・・・・・・・・・・・・29
資料４　住宅の耐震補強工事助成事業の実績　・・・・・・・・・・・・・・・35
資料５　マンション耐震診断助成事業の実績　・・・・・・・・・・・・・・・36

第１章　計画の目的等

１　計画の目的

横須賀市耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、地震に対する耐震性が低い建築物の耐震化を図ることなどにより、建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に促進することを目的としています。

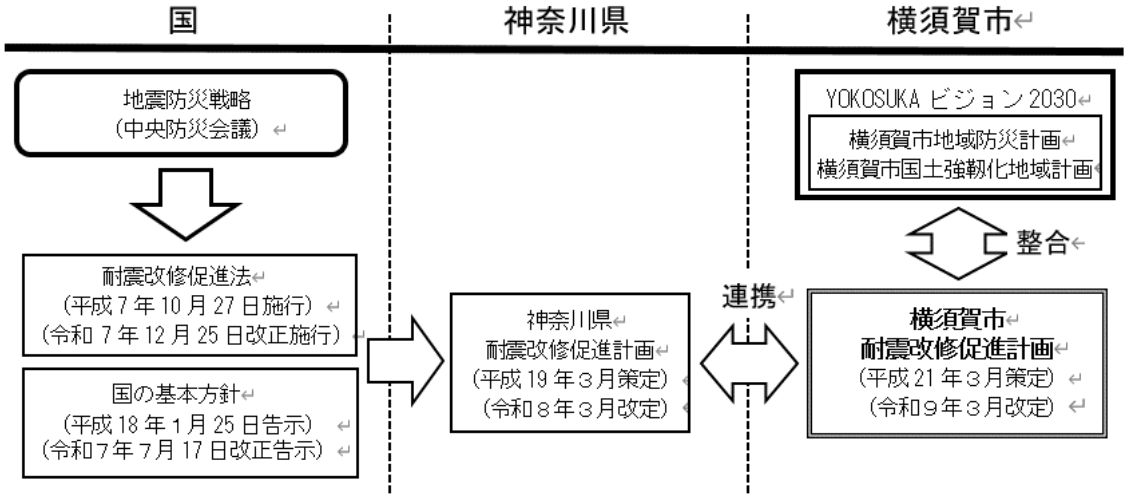
本計画の推進を通じて、地震による被害から市民の生命、身体及び財産を守り、「安全で安心して暮らせる社会の実現」に寄与します。

２　計画の位置付け

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年 10 月 27 日法律第 123 号。以下「法」という。）第６条に基づき策定する市町村耐震改修促進計画であり、本市の建築物の地震に対する安全性の向上を促進するための指針となるものです。

また、国の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本方針（平成 18 年１月 25 日国土交通省告示第 184 号。以下「基本方針」という。）や上位計画となる「神奈川県耐震改修促進計画」（以下「県計画」という。）、「YOKOSUKA ビジョン 2030」、「横須賀市地域防災計画」（以下「市防災計画」という。）、「横須賀市国土強靱化地域計画」など関連する他の計画や施策との整合・連携を図りながら本計画を策定し、取り組みを進めます。

さらに、ＳＤＧｓ（Sustainable Development Goals）の 17 の目標の一つである「住み続けられるまちづくりを」の視点を踏まえながら、本計画を推進します。



■SDGs の 17 のゴール





3　計画策定の経緯

本計画は、法定計画として平成 21 年（2009 年）３月に策定し、その後、法改正や基本方針の改正等による改定を経て、令和５年（2023 年）３月に直近の改定を行いました。今回の改定は、令和７年（2025 年）７月に基本方針が見直され、令和８年（2026 年）３月に県計画が改定されたこと等を踏まえ、国及び神奈川県の方針との整合を図るとともに、本市における住宅・建築物の耐震化に継続して取り組むために行うものです。

4　計画期間

本計画は、令和９年度（2027 年度）から令和 17 年度（2035 年度）までの９年間の計画とします。なお、計画期間中の国の基本方針の見直し、県計画の改定、計画の実施状況等を踏まえ、必要に応じて本計画を見直します。

5　市民（所有者等）と市の取り組み

法では、建築物の所有者は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めることとされています。住宅・建築物の所有者や管理者は、自らの生命、身体及び財産を守るとともに、建築物の倒壊等による周辺への被害を防止するため、建築物の耐震化の必要性を認識し、主体的に取り組むことが必要です。

本市は、住宅・建築物の耐震化を促進するため、国、神奈川県、関係団体等と連携し、耐震化に関する情報提供や普及・啓発、耐震診断及び耐震改修に対する支援の実施など、所有者等が耐震化に取り組みやすい環境を整えます。

第２章　計画改定の背景

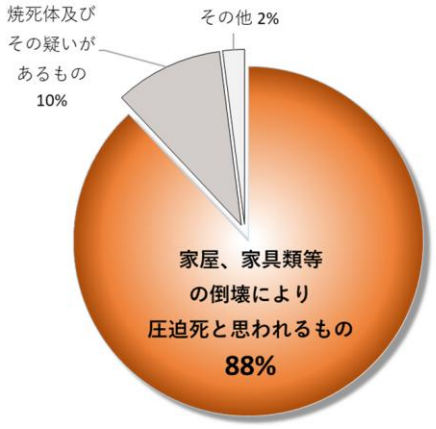
１ 大規模地震のからの教訓

平成７年（1995 年）１月 17 日に発生した阪神・淡路大震災では、6,434 人の尊い命が奪われました。このうち地震による直接的な死者 5,502 人の約９割にあたる 4,831 人が、家屋・家具類の倒壊による圧死でした。

震災後の調査では、昭和 56 年（1981 年）６月の建築基準法（昭和 25 年５月 24 日法律第 201 号）改正以降の耐震基準（以下「新耐震基準」という。）で建てられた建築物に倒壊等の被害が少なかったことに比べ、改正前の耐震基準（以下「旧耐震基準」という。）の建築物に倒壊等の大きな被害が確認されました。

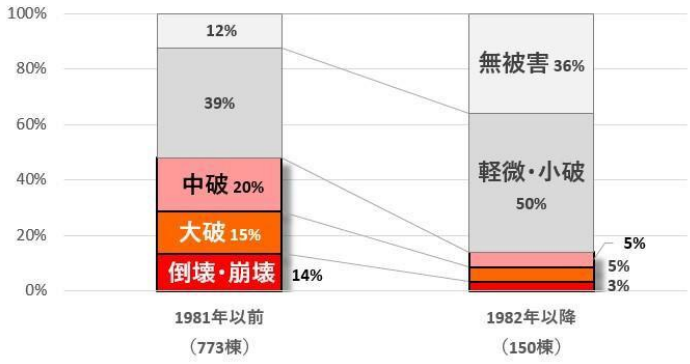
これを契機として、平成７年（1995 年）10 月に法が制定され、旧耐震基準の建築物の耐震性の向上が求められることとなりました。

【阪神・淡路大震災における
死因別死者数の割合】



出典：警察白書(平成７ 年度)

【阪神・淡路大震災における建築物の被害状況
（新耐震基準導入前後の比較）】



出典：平成７年阪神･淡路大震災建築震災
調査委員会中間報告

また、平成 23 年（2011 年）３月 11 日に発生した東日本大震災では、死者･行方不明者が約２万人に達し、建築物についても約 13 万戸が全壊、約 26 万戸が半壊するなど、広範囲に甚大な被害が発生しました。これまでの想定をはるかに超える津波により、一度の災害としては、戦後最大の人命が失われましたが、新耐震基準により建築又は耐震補強された建築物では、地震の揺れによる被害は限定的であったとされています。

こうしたことから、旧耐震基準の建築物の耐震化を促進することが重要です。

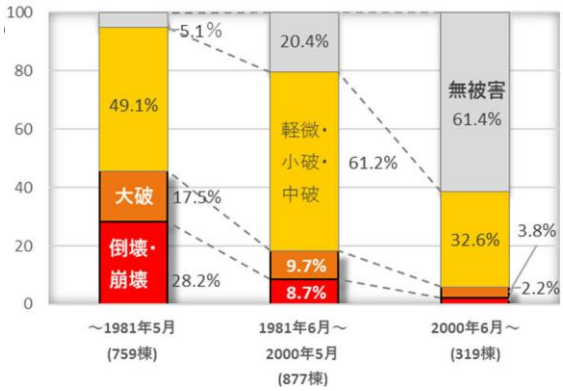
平成 28 年（2016 年）４月に発生した熊本地震では、最大震度７の地震が２回観測され、旧耐震基準の木造建築物は、過去の震災と同様に倒壊や大破した建築物の割合が顕

著に高い状況でしたが、新耐震基準で建てられた在来軸組構法[1]の木造住宅（以下「木造軸組住宅」という。）においても、土台と柱など接合部の仕様等が明確化された平成12年（2000年）６月以降の基準（以下「2000年基準」という。）で建築されていない建築物では、それ以降の建築物と比べて被害が大きい傾向が確認されました。また、建築物の倒壊・崩壊の割合は、鉄骨造や鉄筋コンクリート造に比べて、木造が圧倒的に高いという傾向も確認されました。

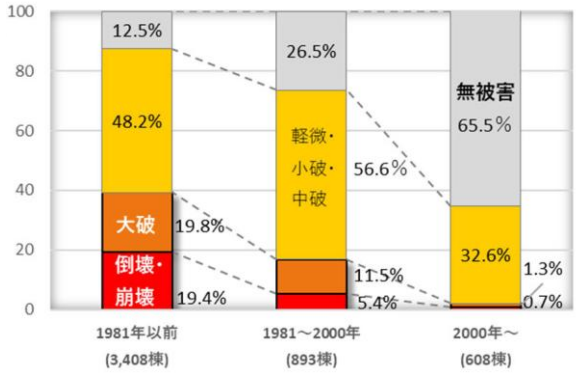
こうした木造建築物の被害状況については、令和６年（2024年）１月に発生した令和６年能登半島地震でも同様な傾向を示していると報告されています。このため、2000年基準を満たさない木造建築物についても耐震性能を検証し、必要に応じて耐震性を確保していくことが重要です。

【新耐震基準導入前後の比較(木造)】

（平成28年熊本地震地震における建築物の被害状況）　（令和６年能登半島地震における建築物の被害状況）



出典：平成28年熊本地震建築物被害調査報告(速報)



出典：令和６年能登半島地震建築物被害調査等報告(速報)

また、平成30年（2018年）に発生した大阪府北部を震源とする地震は、最大震度６弱であったものの、家具や塀が倒れやすい周期の短い地震動であったことなどから、ブロック塀の倒壊による人的被害が発生しました。このような人的被害の発生を防止するため、特に通学路等の沿道における危険性の高いブロック塀への対策が重要です。

令和６年能登半島地震では、半島部という地理的特性から、土砂崩壊等の災害による主要な道路の寸断により、緊急車両の通行や物資の輸送などが妨げられ、集落が孤立した事例がありました。大規模地震時には、倒壊した沿道建築物が道路を塞ぎ、緊急車両の通行等に支障をきたす恐れもあるため、地理的にアクセス道路が限られる地域につながる路線等は、沿道建築物の耐震化を促進する取組を進めることが重要です。

1 柱・梁・土台などの木材を組み合わせて建物を支える構造。縦方向の力を柱が、横方向の力を梁や筋交いが受け持つ仕組みで、日本の気候や文化に合わせて発展してきた工法

2　横須賀市で想定される地震・被害

本市は、大正 12 年（1923 年）９月の関東大震災以後、幸いにして大地震による被害を経験していませんが、今後、東日本大震災、阪神・淡路大震災、熊本地震及び能登半島地震の規模の大震災が本市を襲った場合は、極めて大きな被害が予想されます。

本市においては、市防災計画にて、本市に特に被害を及ぼす地震として、以下の３地震を想定しています。

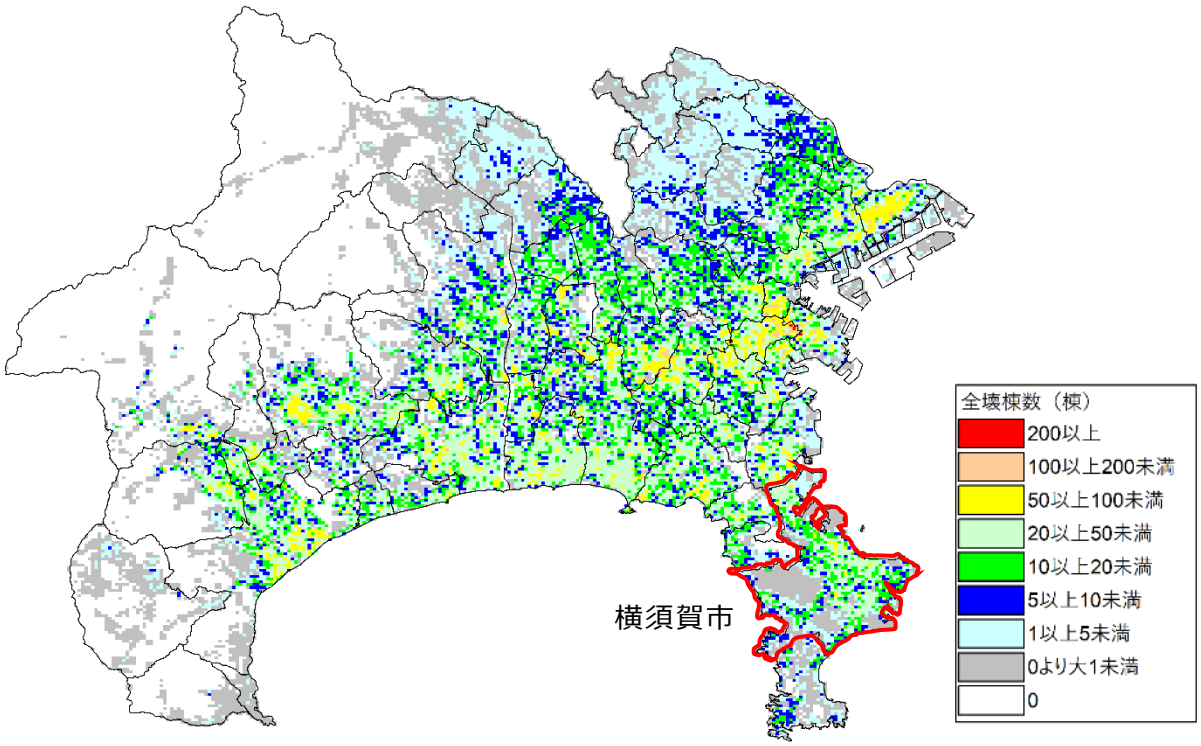
①三浦半島断層群の地震
②大正型関東地震
③南海トラフ巨大地震

このうち、本市に最も大きな被害を与える地震は大正型関東地震で、最新の神奈川県地震被害想定調査報告書（令和７年３月）によると、市内で死者約 2,030 人、建築物の約 18,000 棟が全壊、約 1,100 棟が焼失という甚大な被害が想定されています。また、三浦半島断層群は、国の地震調査委員会による主要活断層帯の長期評価で、今後 30 年以内の地震発生確率が最も高いＳランクに分類され、M6.6 程度かそれ以上の規模の地震を引き起こす可能性が６～11％と評価されています。

いつ起こるかわからないこれらの大規模地震に備えて、建築物の耐震化は喫緊の課題となっています。

【大正型関東地震の揺れによる全壊棟数の分布図】

神奈川県地震被害想定調査報告書（令和７年３月）より抜粋



【地震被害想定】

神奈川県地震被害想定調査報告書（令和７年３月）より抜粋

種別	項目		三浦半島 断層群の地震	大正型 関東地震	南海トラフ 巨大地震
モーメントマグニチュード			7.0	8.2	9.0
主要最大震度			６強	7	５強
最小震度			５強	６弱	4
人的被害	死者数（津波含む）		240	2,030	140
	（人）	津波	0	1,240	140
	負傷者数（津波含む）		2,810	6,020	50
	（人）	津波	0	290	40
建物被害	全壊棟数（棟）		5,460	17,820	760
	半壊棟数（棟）		17,010	26,640	1,650
火災被害	出火件数（件）		30	70	0
	焼失棟数（棟）		450	1,130	＊
自力脱出困難者（人）			640	3,010	0
避難者数	避難所避難者数		30,120	59,500	4,530
	避難所外避難者数		20,060	38,820	2,280
帰宅困難者数	直後（人）		36,490	36,490	36,490
	２日後（人）		2,760	23,640	70
エレベーター停止台数（台）			80	210	100
ライフライン	電気（停電件数）（軒）		29,000	94,600	40,210
	都市ガス（供給停止）（件）		14,850	99,700	＊
	LPガス（供給支障）（戸）		650	760	＊
	上水道（断水人口）（人）		109,740	189,500	270
	下水道（機能支障人口）（人）		25,220	40,800	960
	通信（不通回線数）（回線）		22,850	58,430	23,230
災害廃棄物（万トン）			110	280	10

（注）＊は１以上 10 未満を示す。

３　横須賀市の地域特性

本市は三浦半島に位置し、三方を海に囲まれるとともに、丘陵地が海岸近くまで迫る地形となっていることから沿岸部の平地は狭く、市北部から県域への交通は、主要道路である国道 16 号、国道 134 号、横浜横須賀道路に委ねています。また、古くからの市街地には狭あい道路も多く、谷戸地域[2]や斜面地にも多くの住宅地が形成されています。加えて、人口減少や高齢化、核家族化（単身世帯の増加）が進み、高齢化率は 32%、高齢者の単独世帯は 25,000 世帯を超えている状況です（令和２年国勢調査より）。

これらのことから、規模や立地は異なるものの、本市においても、能登半島地震のような道路の損傷や土砂災害による主要な道路の寸断、これによる孤立集落の発生、建築物の倒壊による道路の閉塞などが懸念され、高齢者世帯の耐震化の促進が課題となっています。

本市においては、このような地域特性や大規模地震の教訓を踏まえ、市内の旧耐震基準の建築物の分布や主要な緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化状況の把握・分析を進め、旧耐震基準の木造住宅をはじめとする建築物の耐震化を促進する、より効果的な取組みを継続していく必要があります。

【谷戸地域の住宅地】



2 丘陵地が浸食されて形成された谷状の地形で、本市では三方又は二方が山地に囲まれ、一般住宅が 30 棟以上の 47 地域を谷戸地域として指定

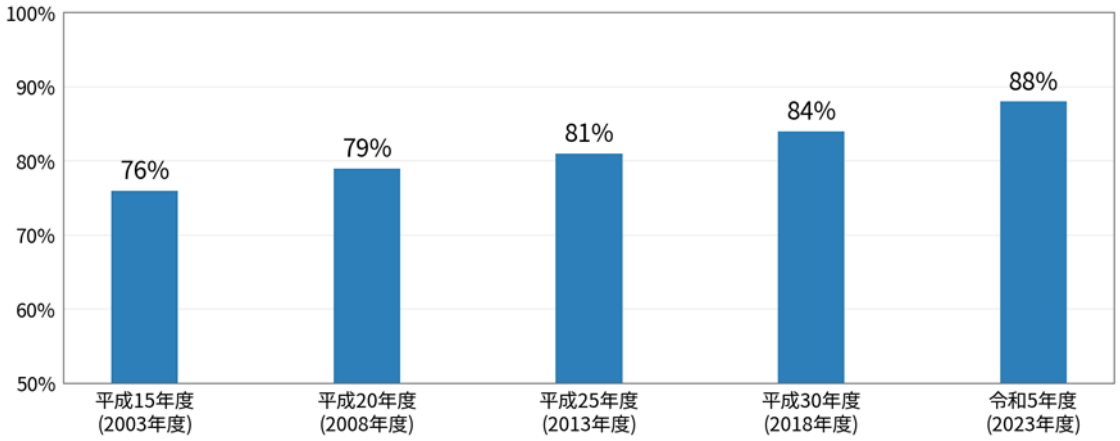
第3章　建築物の耐震化の現状と目標

１　耐震化の現状

（１）住宅の耐震化の現状

令和５年（2023 年）３月に改定した前計画では、総務省の平成 30 年住宅・土地統計調査を基に、令和３年度末の耐震化率[3]を 86%と推計し、耐震性が不十分なものを令和 12 年度までにおおむね解消することを目指しました。令和５年住宅・土地統計調査によると、総戸数約 163,000 戸に対して、約 144,000 戸が耐震性のある住宅と推計され、住宅の耐震化率は約 88%と、改定前に指標とした平成 30 年度の耐震化率約 84%から４ポイントの解消に留まっています。

【住宅の耐震化率の推移】

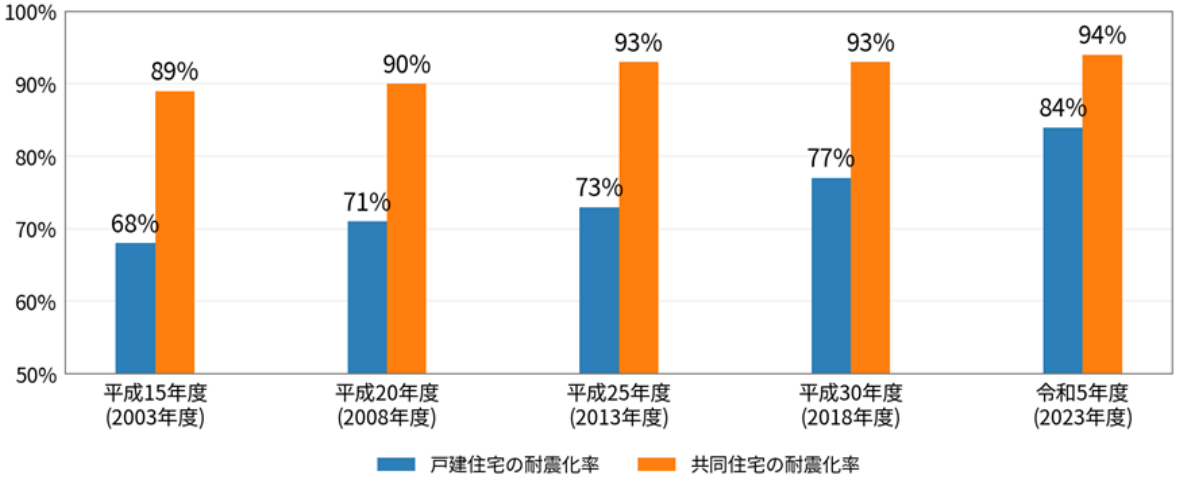


この内訳を戸建住宅と共同住宅の別で見ると、戸建住宅については、総戸数約 95,000 戸に対して、昭和 56 年以前に建築された戸建住宅のうち、耐震性があると推計される約 14,000 戸と昭和 57 年以降に建築された約 66,000 戸を合わせて、約 80,000 戸が耐震性のある戸建住宅と推計され、耐震化率は約 84%となっています。

一方、共同住宅については、総戸数が約 68,000 戸に対して、昭和 56 年以前に建築された共同住宅のうち、耐震性があると推計される約 13,000 戸と昭和 57 年以降に建築された約 51,000 戸を合わせて、約 64,000 戸が耐震性のある共同住宅と推計され、耐震化率は約 94%となっています。

3 対象建築物のうち、新耐震基準相当の耐震性能を有するものの割合（旧耐震基準で建築された建築物のうち、耐震改修により必要な耐震性能が確保されたものを含む）

【戸建住宅と共同住宅の耐震化率の推移】



【住宅の耐震化率の内訳】（単位：戸）

区分	総戸数 A=B+C	S56年以前建築 B	うち耐震性あり D	うち耐震性なし E=B-D	S57年以降建築 C	耐震化済棟数 F=C+D	耐震化率 G=F/A
戸建住宅	95,480	28,037	14,280	13,757	65,930	80,210	84%
共同住宅	67,720	16,544	12,580	3,964	51,176	63,756	94%
合計	163,200	44,581	26,860	17,721	117,106	143,966	88%

＊住宅の耐震化率は、住宅・土地統計調査（令和５年）をもとに算出した推計値です。

本市においては、耐震性が不十分な住宅の所有者等は高齢者世帯の割合が多く、耐震化の取組が進みにくい状況と考えられますが、戸建住宅の耐震化率が前回から７ポイント改善している現状を注視しつつ、引き続き、倒壊率の高い木造の戸建住宅の耐震化を進めていく必要があります。

（２）民間建築物の耐震化の現状

「多数の者が利用する建築物」は、学校、病院、社会福祉施設、店舗等の多数の者が利用する一定規模以上（３階以上かつ 1,000 ㎡以上など）の建築物で、地震に対する安全性を確保しなければならない建築物のことです（資料編：資料１参照）。

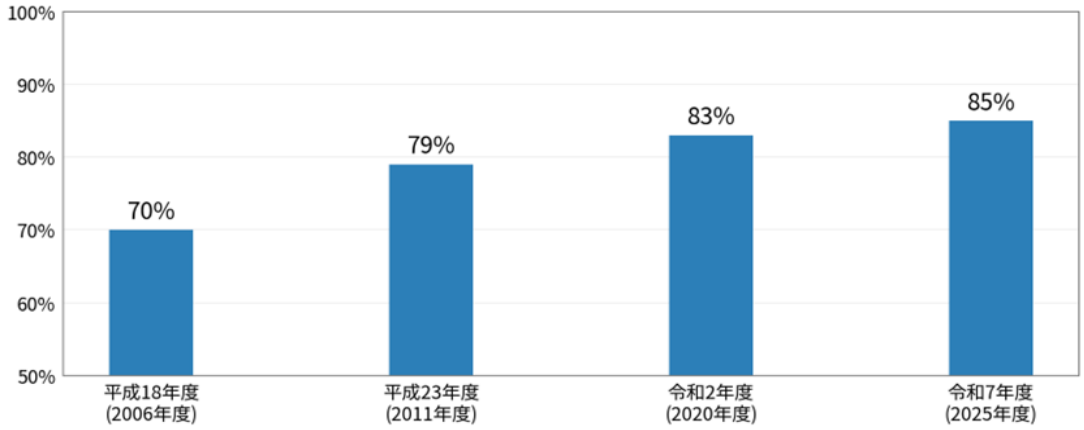
本市域内における多数の者が利用する民間建築物は、令和７年度末時点で総棟数は 438 棟あり、昭和 56 年以前に建築された建築物は 122 棟となっています。耐震化の状況としては、昭和 56 年以前に建築された建築物 122 棟のうち、耐震性があると推計される 58 棟と昭和 57 年以降に建築された 316 棟を合わせて 374 棟となり、耐震化

率は約 85%となっています。

このうち、耐震診断が義務付けられた要緊急安全確認大規模建築物[4]については、令和７年度（2025 年度）までに耐震性が不十分な建築物をおおむね解消することを目指しましたが、令和７年度末時点で総棟数 21 棟に対して耐震性が不十分な建築物が３棟残っており、耐震化率は約 86%とおおむね解消には至りませんでした。要緊急安全確認大規模建築物は、不特定多数の利用に供されるなど倒壊等した場合の大きな被害が懸念されるため、重点的に耐震化の対策に取り組んでいく必要があります。

引き続き、これらの民間建築物の耐震性不足の解消に向け、所有者への働きかけ等を継続していく必要があります。

【多数の者が利用する民間建築物の耐震化率の推移】



＊平成 18 年度、平成 23 年度については神奈川県による市町村調査をもとに算出しています。
以降については、平成 23 年度以降令和７年度までの対象建築物の増減を時点修正しています。

【多数の者が利用する民間建築物の耐震化率の内訳】（単位：棟）

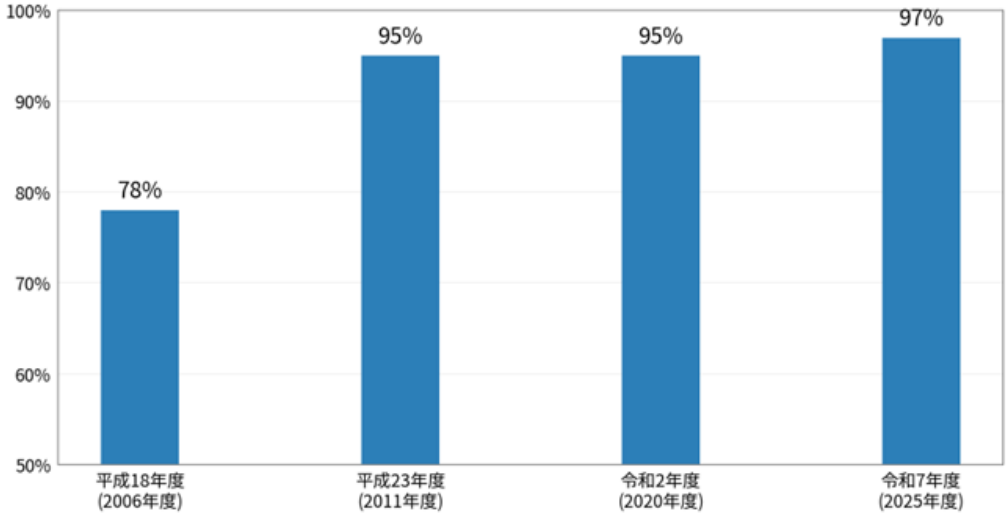
用途区分		総棟数 A=B+C	S56年以降建築 B	うち耐震性あり D	うち耐震性なし E=B-D	S57年以降建築 C	耐震化済棟数 F=C+D	耐震化率 G=F/A
災害時に需要な機能を果たす施設	学校（小、中、高）、病院・診療所等	72	26	10	16	46	56	78%
災害時に多数の利用者に危険が及ぶおそれがある施設	幼稚園、保育園、社会福祉施設等	106	25	12	13	81	93	88%
	百貨店、劇場、映画館、ホテル、体育館、事務所、工場等	260	71	36	35	189	225	87%
合計		438	122	58	64	316	374	85%

4 不特定多数・避難確保上特に配慮が必要な者が必要な者が利用する大規模建築物等法で、耐震診断が義務付けられた旧耐震基準の建築物

（３）市有建築物の耐震化の現状

本市が所有する建築物の多くは、災害時において重要な拠点施設や避難施設となる建築物であり、平成８年度より耐震診断及び耐震改修を進めてきました。令和７年度末時点で、耐震性が不十分な建築物は 12 棟残っていますが、いずれも順次建て替え等を進めている建築物で、計画期間内には、すべての建築物の耐震化が達成できる見通しです。

【横須賀市所有建築物の耐震化の推移】



＊平成 18 年度、平成 23 年度については神奈川県による市町村調査をもとに算出しています。
以降については、平成 23 年度以降令和７年度までの対象建築物の増減を時点修正しています。

【横須賀市所有建築物の耐震化率の内訳】

用途区分			総棟数 A=B+C	昭和56年以前建築 B	うち耐震性あり D	うち耐震性なし E=B-D	S57年以降建築 C	耐震化棟数 F=C+D	耐震化率 G=F/A
Ⅰ	災害時拠点となる建築物	小中学校等、庁舎、病院	205	128	128	0	77	205	100%
Ⅱ	福祉施設等に該当する建築物	福祉援護センター、保育園	5	2	2	0	3	5	100%
Ⅲ	不特定多数の者が利用する建築物	体育館、文化会館、図書館、博物館、劇場	14	2	2	0	12	14	100%
Ⅳ	その他	市営住宅、上下水道施設の上屋	140	68	56	12	72	128	91%
合計			364	200	188	12	164	352	97%

2　耐震化の目標

（1）耐震化の目標設定の基本的な考え方

本計画では、改正された国の基本方針及び県計画を踏まえ、次のとおり「住宅」と「要緊急安全確認大規模建築物」について目標を定めます。このうち、耐震診断義務付け建築物[5]である「要緊急安全確認大規模建築物」は、耐震性不足解消率（以下「解消率」という。）を指標として用います。

【耐震化不足解消率の計算式】

$$\text{解消率} = \frac{\text{耐震性のある建築物棟数＋除却・建替えられた棟数}}{\text{耐震診断結果が公表された建築物の棟数}}$$

耐震化率は調査時点に存在する建築物の中で、耐震性が確保されたものの割合を算出するため、除却や建替えられた建築物は考慮されません。そのため、改正された国の基本方針では、耐震診断を義務化した建築物に対して、耐震性が不十分な建築物が、どの程度解消されたかを評価する「解消率」の考え方が示されました。

令和７年度末時点における要緊急安全確認大規模建築物の解消率は 88%となりました。

【要緊急安全確認大規模建築物の解消率の内訳】（単位：棟）

	棟数	耐震診断済	耐震性あり	除却･建替棟数	解消率
要緊急安全確認大規模建築物	25 棟	25 棟	18 件	4 棟	88.0%

5 民間及び公共の多数の者が利用する建築物のうち、一定の規模を満たす大規模　建築物（階数３以上かつ 5,000 ㎡以上の学校、病院、ホテル、店舗等）及び、県又は市町村が計画で耐震診断を義務付ける路線沿いの一定の高さ以上の建築物

（２）住宅の耐震化の目標

耐震性が不十分な住宅を令和 17 年度（2035 年度）までにおおむね解消

国の基本方針では、令和 17 年度までにおおむね解消、県計画では、令和 12 年度までにおおむね解消とされていますが、本市の現状とこれまでの住宅の耐震化率の推移を踏まえ、令和 17 年度までにおおむね解消することを目指します。

今後、人口減少や高齢化がさらに進む中では、住宅所有者の耐震化への取組みの停滞が懸念されますが、引き続き、倒壊率の高い木造の戸建住宅に重点をおいて、所有者の意識啓発や耐震化に向けた支援等の取組みを継続していきます。

（３）要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の目標

耐震性が不十分な要緊急安全確認大規模建築物を
令和 12 年度（2030 年度）までにおおむね解消

国の基本方針及び県計画では、令和 12 年度までにおおむね解消とされています。本市においても、これまでの要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の推移を踏まえ、令和 12 年度までにおおむね解消することを目指します。今後も所有者等への働きかけを継続し、耐震化の重要性についての意識啓発等を行います。

３　緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化の現状と推進

県計画では、法第５条第３項第２号に基づく耐震診断義務付け路線として、これまで国道 16 号（横浜横須賀道路及び同馬堀 I.C.以南の区間）が指定されていましたが、今改定では、令和６年能登半島地震の被災状況を踏まえ、三浦半島における災害対策上重要な路線として、新たに県道 26 号（三浦縦貫道道路）が追加指定され、沿道の通行障害既存耐震不適格建築物[6]に対して耐震診断の実施と報告が義務付けられました（資料編：資料３参照）。

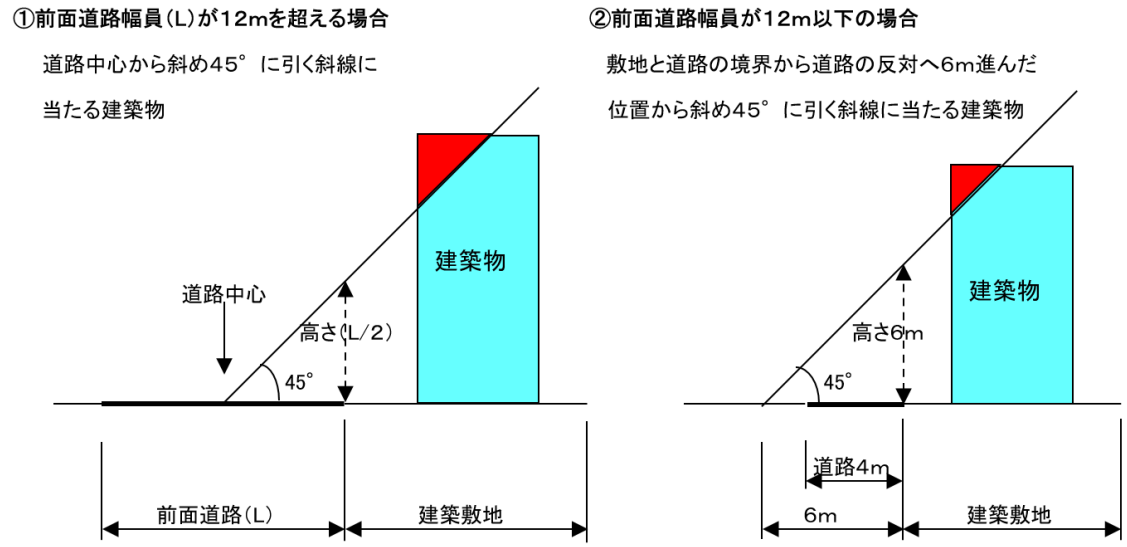
また、本市では、市防災計画に位置付ける「緊急輸送道路（神奈川県が指定する第１次・第２次緊急輸送道路及び本市が指定する緊急輸送道路）」を法第６条第３項第２号に規定する沿道の建築物の耐震化を促進すべき道路として位置付けています （資料編：資料３参照）。

6 緊急輸送道路等の沿道の旧耐震基準で建てられた建築物で、地震によって倒壊した場合に緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある一定の高さ以上のもの

令和７年度末時点で、県計画における耐震診断義務付け路線沿道の対象建築物は２棟、神奈川県が指定する第１次緊急輸送道路沿道の対象建築物は 195 棟ありますが、約９割が県道 26 号、国道 16 及び 134 号に集中しています。

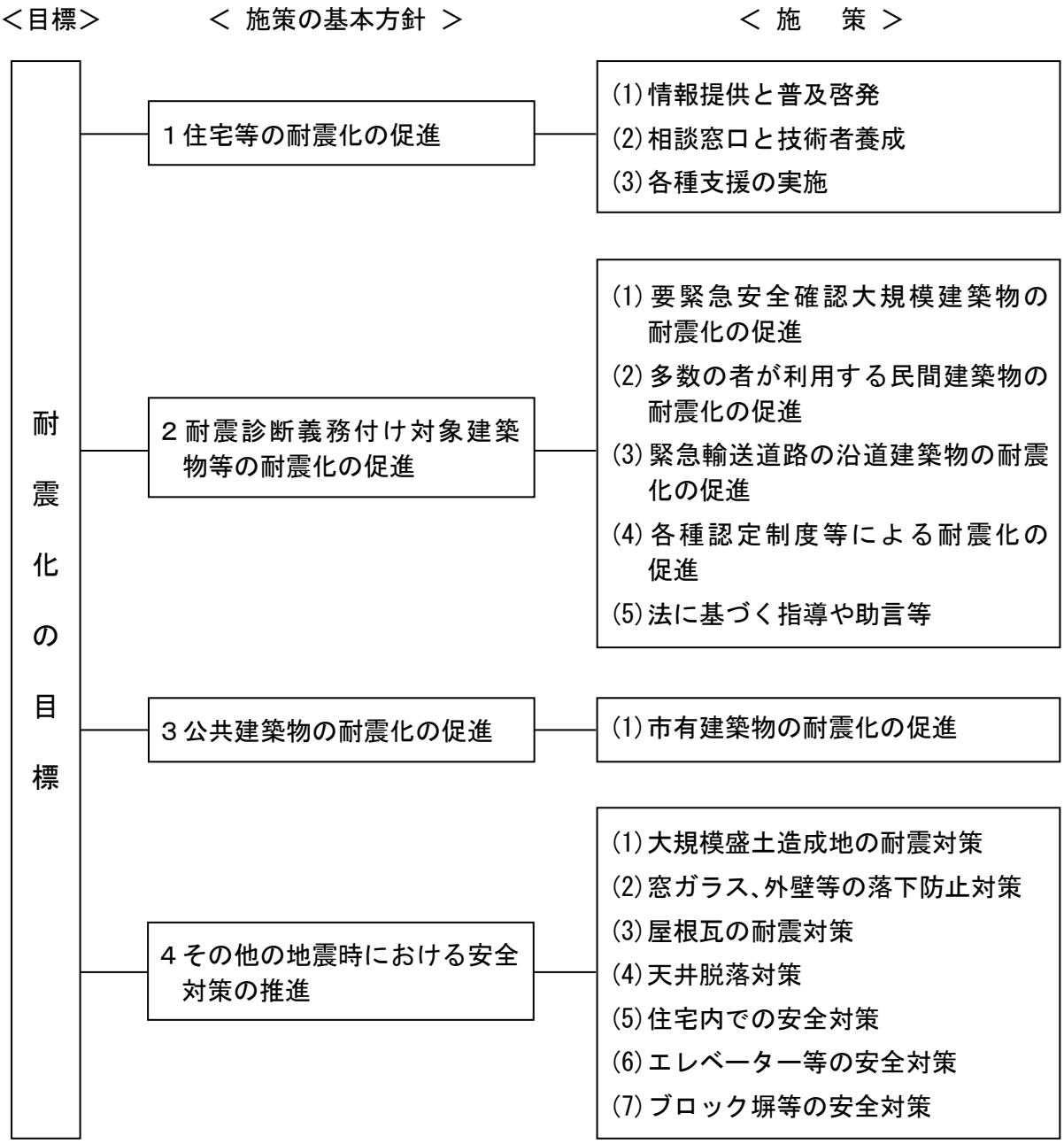
本市は神奈川県と連携して、これら災害時に重要な役割を担う道路の沿道建築物の耐震化促進に取り組みます。

【耐震改修促進法施行令第４条に規定する通行障害建築物】



第４章　建築物の耐震化を促進するための施策

建築物の耐震化を促進するためには、主体となる所有者等が建築物の耐震化の重要性について認識を深め、自らの問題として積極的に取り組んでいただく必要があります。本市は、法に基づく対応を図るとともに、所有者等が建築物の耐震化に取り組みやすい環境の整備や負担軽減のための支援策等を講じることで、所有者等の取組みの側面的支援を継続的に行います。



1　住宅等の耐震化の促進

（1）情報提供と普及啓発

建築物の所有者等に住宅の耐震化の重要性について理解を深めていただき、ご自宅やご親族の家屋の耐震化に積極的に取り組んでいただくために、様々な方法で情報提供や普及啓発等に取り組みます。

ア　デジタルコンテンツの活用

耐震化に関する情報の市ホームページへの掲載に加えて、市公式 LINE など、広く社会に普及している SNS を活用し、建築物の所有者等に「お届けする」情報発信に取り組みます。

イ　パンフレットの配布や誌面への掲載等

地震による家屋の倒壊の危険性や耐震診断・改修補助事業などに関する内容を記載したパンフレットの配布、「広報よこすか」や地域情報誌への掲載により、建築物の耐震化の重要性について、建築物の所有者等の意識啓発に取り組みます。

また、旧耐震基準の建築物の所有者が高齢化している傾向を踏まえて、高齢者を対象とした事業の手続きの機会等を活用して、耐震化の必要性や耐震診断・耐震改修に関する支援制度の周知・啓発を行います。

ウ　自己診断ツール等の周知

市ホームページから、国土交通省特設サイト『家族を思う、強い家 ～大地震に備える耐震改修～』[7]や、一般財団法人日本建築防災協会が運営する『耐震支援ポータルサイト』[8]等を紹介し、木造住宅の耐震診断・耐震改修を行う　きっかけとなるような各種情報をご案内します。

また、所有者自らが自宅の耐震性の目安を判断できるよう、自己診断ツールのご案内等も行います。

一般財団法人日本建築防災協会「誰でもできるわが家の耐震診断」
「所有者等による検証」（新耐震木造住宅検証法）

エ　イベント等の活用

イベント開催時において、建築物の耐震化の重要性や地震被害等を紹介するコーナーを設置し、市民の皆様が建築物の耐震性の確保の重要性について意識や理解を深めることができる機会を設けるように取り組みます。従来から活用している防災や建築関連のイベントだけでなく、高齢者が多く集まる福祉関連のイベントも活用していきます。

---

7 国土交通省特設サイト『家族を思う、強い家 ～大地震に備える耐震改修～』https://taishin-kaishu.mlit.go.jp （令和 8 年 10 月現在）

8 一般財団法人日本建築防災協会が運営する『耐震支援ポータルサイト』https://www.kenchiku-bosai.or.jp/srportal/ （令和 8 年 10 月現在）

オ　まちづくり出前トークの開催

町内会等からの要望により「出前トーク」を開催し、建築物の耐震化の重要性や、本市の耐震化の推進の取り組みについて説明します。

カ　増改築やリフォーム工事等に合わせた耐震改修の誘導

耐震改修工事は内外装工事を伴うことが多く、増改築工事等の機会と合わせて行うことで、工事を効率的に実施できることに加え、工事費も別々に行うより抑えることができます。関係団体と連携し、本市で開催している住宅相談事業等の機会をとらえて、増改築工事等のタイミングに合わせた耐震改修工事の実施を促します。

キ　谷戸地域への働きかけ

大規模地震時に土砂災害や道路の閉塞が懸念される谷戸地域にお住まいの方々には、自治会との連携等を図りながら、建築物の耐震化に関する意識啓発を行います。特に、谷戸地域への入口部分に関しては、耐震性のない建築物の所有者等に対して、建築物の耐震化に関する意識啓発を重点的に行います。国や神奈川県からの耐震補強に関する情報を積極的に提供し、耐震化を促します。

ク　震度マップの作成・公表

地震に対する備えとして、想定した地震が発生した場合の想定震度を予測した「震度マップ」を作成し、市ホームページに掲載するとともに、市役所本庁舎（危機管理課、市政情報コーナー）、行政センター、役所屋にて配布しています。

【震度マップを作成した想定地震】

・三浦半島断層群を震源とする地震

・大正型関東地震

また、市ホームページを通じて、要安全確認計画記載建築物である沿道建築物の耐震化の状況が掲載されている 国のウェブサイト『重ねるハザードマップ』[9]をご案内します。

ケ　建築基準法に基づく定期報告制度の活用

建築基準法第 12 条の規定に基づく定期報告制度では、建築基準法で規定された特定建築物の所有者は、一級建築士若しくは二級建築士、又は国土交通大臣が定める有資格者により建築物の状況調査を行い、その結果を本市に報告するように義務付けられており、耐震診断及び耐震改修の状況調査も含まれています。

本市では、定期報告制度を活用し、法で定められた建築物の耐震診断及び耐震改修の状況把握を行い、所有者等の耐震化に対する意識啓発を行います。

9 国のウェブサイト 『重ねるハザードマップ』https://disaportal.gsi.go.jp/maps/index.html
（令和 8 年 10 月現在）

（2）相談窓口と技術者養成

建築物の所有者等が住宅の耐震化に取り組みやすいように、相談窓口の設置や耐震技術者の養成などを進めていきます。

ア　相談窓口の設置

建築物の耐震化に関心を持つ所有者等が、耐震化に向けた第一歩を踏み出しやすくするため、耐震診断や耐震改修等に関する相談窓口を建築指導課に設置し、ご相談内容に応じた適切な対応や助言等が行えるよう、関連団体の相談窓口とも連携を図ります。

（ア）　一般社団法人神奈川県建築士事務所協会横須賀支部
　　耐震化に関する技術的相談
（イ）　横須賀市消費生活センター
　　契約等、消費者としてのトラブルに関する相談
（ウ）　横須賀市住宅相談運営委員会による住宅相談
　　耐震改修を含む工事に関する相談

イ　マンション相談事業等との連携

戸建て住宅と同様に高齢化や管理不全が懸念されている共同住宅（マンション）について、マンション相談事業と連携し、旧耐震基準で建築されたマンションの耐震化の状況や管理組合の課題等の調査を進めます。また、相談事業を通じて、耐震診断助成制度のご案内や耐震化の必要性等に関する周知・啓発を行うとともに、管理組合等に対して耐震化に向けた指導・助言を行います。

また、建替え等の検討を支援するため、マンション管理士や建築士などの専門家による、まちづくりアドバイザー（マンション建替え）を派遣し、建替え手法や合意形成に関すること、マンションの改修や耐震性の向上に関することについてのアドバイスを行います。

ウ　耐震改修技術者の育成

本市では、軸組木造住宅の耐震改修工事に対応する組織として、「横須賀市木造耐震改修工事委員会」を設置し、耐震改修補強工事助成制度にて工事を行う施工業者には、当委員会への登録を原則義務付けています。「横須賀市木造耐震改修工事委員会」では、耐震診断及び耐震改修に関する講習会を開催し、工事技術者の知識の向上を図ります。

（3）各種支援の実施

国や神奈川県の補助制度を活用しながら、建築物の所有者等が耐震診断及び耐震改修を積極的に実施できるように支援します。既に実施している支援策の実効性の確保に努めながら、更なる建築物の耐震化の促進に取り組んでいきます。

ア　住宅等の耐震改修等に要する費用の助成事業

国庫補助金や県補助金を活用した助成事業により、建築物の所有者が耐震診断及び耐震改修工事を積極的に実施できるように支援します。

助成事業については、建築物の耐震化の促進の観点から、さらなる拡充について検討していきます。

（ア）　木造住宅の耐震診断・耐震改修費等の支援

旧耐震基準の木造軸組住宅（兼用住宅及び長屋を含む。以下同じ）の耐震診断や耐震改修工事等に要する費用の一部を助成します。

＊令和２年度からは、神奈川県が指定する第１次緊急輸送道路沿いの木造住宅に対しては、耐震診断の前に事前調査を行い、通行障害建築物に該当するときは補助額を増額しています。

＊令和６年度からは、新耐震基準の木造住宅のうち、平成 12 年（2000 年）５月末以前の木造軸組住宅についても助成の対象としています。

＊令和８年度からは、住宅の所有者の高齢化等を踏まえ、所有者が居住していなくても、所有者の配偶者又は一親等の親族が居住している木造軸組住宅についても助成制度をご利用いただけることとしています。

※本市の木造軸組住宅の耐震化を促進するための助成事業の実績については、「資料編：資料４　住宅の耐震補強工事助成事業の実績」参照

（イ）　マンションの耐震診断費の支援

旧耐震基準で建てられた非木造の区分所有マンションについて、予備診断や耐震診断に要する費用の一部を助成します。

※本市のマンションの耐震化を促進するための助成事業の実績については、「資料編：資料５　マンション耐震診断助成事業の実績」参照

（ウ）　より安価な耐震改修工法の活用に向けた検討【検討】

木造住宅の耐震改修に係る所有者の費用負担の軽減を図り、積極的に耐震改修に取り組んでいただけるよう、耐震改修工事に伴う既存部分への影響範囲が少ない施工方法など、工事費の低減が期待できる耐震改修工法について情報収集し、関係団体との研究や協議等を行うなどして、本市の助成制度の適用について検討します。

（エ）　高齢者向け融資制度【検討】

所有者が高齢者である場合、住宅の耐震化にあたり資金調達が課題となる場合がありますが、独立行政法人住宅金融支援機構と提携する民間金融機関が提供する高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローン「リ・バース 60」を利用し、利子補給を受けることで負担を軽減することができます。

リ・バース 60 の利子補給制度 は社会資本整備総合交付金と連携した制度で、市町村が所有者に利用対象証明書の交付を行う等所要の事務を行う必要があるため、本市でもこの制度の導入について検討します 。

また、高齢者が所有する住宅の耐震化を促進するため、資金調達を課題としている所有者に制度の周知を図ります 。

（オ） 税の特例措置

住宅の耐震改修を行った所有者に対し、所得税の特別控除や固定資産税の減額措置を受けるために必要となる証明書を発行するなど、税の特例措置の活用を支援します。本市の助成制度を活用して耐震改修を行った方には無料で証明書を発行しています。

※所得税の特別控除については税務署、固定資産税の減額については本市資産税課が窓口となっています。

（カ） いのちを守ることを優先とした対策への支援

法では、建築物全体の耐震化を促進することを目的としていますが、耐震診断により倒壊の危険があると判断された木造住宅において、所有者の経済状況や建築物個々の事情から、すみやかに建築物全体の耐震補強工事を行うことが困難な場合には、当面の措置として、いのちを守ることを優先した対策をとることも重要です。このような取組みを支援するため、耐震シェルターや防災ベッドの設置に要する費用の一部を助成します。

（キ） 町内会館の耐震化を促進するための支援

地域コミュニティの拠点施設の耐震化を促進するため、旧耐震基準で建てられた町内会館の耐震診断に要する費用の一部を助成します。

2 耐震診断義務付け対象建築物等の耐震化の促進

（1）要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の促進

要緊急安全確認大規模建築物は、すべて所有者等により耐震診断を実施済みで、その結果を市ホームページで公表しています。引き続き、建築物の所有者等に対して個別通知を送付するなど、個々の建築物の状況や所有者等が抱える個別の課題を把握しながら、耐震化に向けた働きかけを継続していきます。

（2）多数の者が利用する民間建築物の耐震化の促進

多数の者が利用する建築物については、所有者等が耐震化の重要性を理解し耐震診断や耐震改修等を進められるように、神奈川県と連携して、定期報告制度の機会等を捉えて適切な情報提供や意識啓発を行っていきます。特に、要配慮者[10]が利用する学

10 高齢者、障害者、乳幼児など、自力で安全を確保することが難しく、特に配慮や支援が必要な者

校や病院等については、耐震化に向けた働きかけを重点的に行っていきます。

（３）緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化の促進

緊急輸送道路の沿道建築物については、耐震化の実態調査を進めながら、神奈川県と連携して建築物の所有者等への戸別訪問を行うなど、個々の状況に応じて、耐震改修等の実施の啓発や助成制度の案内などを行っていきます。特に、倒壊による大きな影響が懸念される建築物や、地域の生活道路の間口に面する建築物については、耐震化に向けた働きかけを重点的に行っていきます。

（４）各種認定制度等による耐震化の促進

法では、建築物の耐震改修を促進するため、耐震改修計画の認定や建築物の地震に対する安全性に係る認定等の制度が設けられています。

本市では、これらの認定制度について、建築物の所有者等への情報提供や相談対応を行い、制度の活用を通じて住宅・建築物の耐震化を促進します。

ア　耐震改修工事に係る容積率、建蔽率等の緩和（法第 17 条）

耐震改修を行う際、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を受けることにより、耐火規定の緩和や容積率、建蔽率の特例措置が認められます。

イ　建築物の地震に対する安全性の表示制度（法第 22 条）

所管行政庁から地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を受けた建築物は、認定を受けたことを広告等に表示できます。

ウ　区分所有建築物の議決要件の緩和（法第 25 条）

所管行政庁から耐震改修を行う必要がある旨の認定を受けた区分所有建築物は、区分所有法（建物の区分所有等に関する法律第 17 条）に規定する共用部分の変更決議が、４分の３以上から２分の１超（過半数）に緩和されます。

（５）法に基づく指導や助言等

本市では、建築物の耐震診断及び耐震改修の適切な実施を確保するために必要があると認めるときは、当該建築物の所有者に対し、必要な指導や助言等を行います。

3　公共建築物の耐震化の促進

（1）市有建築物の耐震化の促進

市有建築物の耐震化についてはおおむね解消されましたが、引き続き耐震性が不十分な建築物について、計画的な改修や建替え等による耐震化に取り組みます。

4　その他の地震時における安全対策の推進

建築物の耐震化と併せて、外装材等の落下防止対策、エレベーターなどの安全対策を進め、地震時における安全性の向上を図ります。

（1）大規模盛土造成地の耐震対策

平成７年（1995 年）に発生した阪神・淡路大震災や平成 16 年（2004 年）10 月に発生した新潟県中越地震において、大規模に盛土された宅地で滑動崩落等による甚大な被害が発生しました。

今後、このような大地震が発生した場合、大きな被害が生じるおそれがある大規模盛土造成地において、本市では大規模盛土造成地の活動崩落対策推進ガイドラインに基づき、令和元年度に大規模盛土造成地マップの公表をし、市民等に安全対策への意識が向上するよう啓発を行いました。

続いて令和２年度からは抽出された大規模盛土造成地について、「安全性の把握（第二次スクリーニング）」を行うため、造成年代調査等の基礎資料整理や現地踏査により、「優先度の評価（第二次スクリーニング計画の作成）」を実施しており、今後は災害の発生するおそれがある盛土造成地の所有者等に対し、適正な維持管理の啓発及び指導を図ります。

（2）窓ガラス、外壁等の落下防止対策

大規模な地震が発生した際には、建築物の倒壊だけでなく、窓ガラスや外壁、袖看板など、建築物の外壁材の損壊・落下による被害も懸念されます。

こうした被害は、昭和 53 年（1978 年）に発生した宮城県沖地震で注目され、平成 23 年（2011 年）に発生した東日本大震災では、広い範囲で数多くの被害が確認されました。

このため、地震発生時に建築物からの落下物を防ぎ、安全性を確保するため、建築物の所有者等に対して適正な維持管理の啓発及び指導を図ります。

（3）屋根瓦の耐震対策

屋根瓦の耐震性については、令和６年能登半島地震で一定の被害が確認されたものの、実施された国の調査では「瓦屋根標準設計・施工ガイドライン（令和３年（2021 年）改訂）」で施工された屋根瓦は脱落などの被害を受けていないことが報告されま

した。

また、当該ガイドラインを踏まえて告示が改正（令和４年（2022 年）１月施行）され、屋根瓦の緊結方法が強化されています。

屋根瓦の安全性の確保を図るため、具体的な緊結方法などを神奈川県のホームページ等により情報提供し、住宅所有者や施工者等の意識啓発を行います。

（４）天井脱落対策

平成 23 年（2011 年）に発生した東日本大震災では、比較的新しい建築物も含め、体育館、劇場等の大規模空間を有する建築物の天井が脱落して、甚大な被害が多数発生したことを踏まえ、天井の脱落対策に係る新たな基準が定められました。

そこで、建築物の所有者等に対して基準を周知するとともに、脱落防止措置を講じて安全性の確保を図るよう指導します。

（５）エレベーター等の安全対策

平成 17 年（2005 年）７月に発生した千葉県北西部の地震では、首都圏の多くのビル内にあるエレベーターが緊急停止し、エレベーター内部に人が閉じ込められる事故が発生したため、地震時管制運転装置の設置が義務付けられました。また、平成 23 年（2011 年）に発生した東日本大震災では、エスカレーターの脱落等が複数確認されたことから、新たな基準が定められました。

このため、エレベーターやエスカレーターが設置された建築物の所有者等に建築基準法の定期検査などの機会を捉えて、地震時のリスクなどを周知し、安全性の確保を図るよう指導します。

（６）ブロック塀等の安全対策

平成 30 年（2018 年）６月に発生した大阪府北部を震源とする地震では、ブロック塀の倒壊による人的被害が発生しました。

本市では、引き続き、ブロック塀等の耐震化に関する情報等の周知と啓発を図るとともに、特に、通学路等の沿道において、危険なブロック塀等の把握、改善を行うよう所有者等に対して働きかけていきます。

（７）住宅内での安全対策

近年の大地震では、地震による建物被害がない場合でも、家具の転倒等による怪我や、散乱による避難の遅れ、また、電気ストーブの転倒や電源コードの損傷等による火災が発生し、被害が拡大する一因となっています。建築物の耐震化はもちろんですが、生活空間である住宅内のこれらの安全対策についても、その重要性や方法の周知・啓発を行います。

第５章　計画の推進に向けて

１　推進体制

（１）県と市町村との連携

県と 33 市町村では、県内の建築物の耐震化を計画的に促進することを目的として、「神奈川県建築物耐震化促進協議会」などを設置し建築物の耐震化に向けて連携して取り組んでおり、この結果、県内すべての市町村で「耐震改修促進計画」が策定されています。

また、県内の特定行政庁（県及び 12 市）が建築基準法の取扱い等について、連絡調整を行う場である「神奈川県建築行政連絡協議会」の中に、「安全対策部会」を設置し、法に基づく指導や助言等について連絡調整を行いながら、建築物の地震対策を図るべく取り組んでいます。

（２）関係部局との連携

本市では、関係部局や施設管理者とも連携して、耐震化を継続して計画的に推進しています。

大規模な地震の発生確率が高まりつつあること、最近の比較的規模の大きい地震の発生頻度が高まりつつある状況に鑑み、防災部局との連携を緊密にしていきます。

また、時間の経過とともに、旧耐震基準の住宅の所有者の高齢化が進んでいる実状を踏まえ、民生局との連携を強化していきます。

（３）関係団体との連携

人口減少や高齢化の進行、本市の地域特性や社会情勢等を踏まえ、住宅所有者等の個々の状況に適した働きかけや情報提供を行うとともに、地域や関係団体との連携を強化し、耐震化に取り組みやすい環境づくりを進めます。

２　施策のフォローアップについて

本計画に掲げる耐震化の目標の達成に向けて、住宅の耐震化率については、住宅・土地統計調査等を参考に進捗状況を把握し、要緊急安全確認大規模建築物については、所有者等に対して継続的にフォローアップを行います。また、多数の者が利用する民間建築物や緊急輸送道路の沿道建築物についても、継続的に耐震化の進捗状況の調査を行っていきます。

本計画による、効率的かつ効果的な耐震化の促進を図るため、ＰＤＣＡサイクルにより施策の実施状況や効果、課題等を検証し、その結果を今後の施策の改善や本計画の見

直しに反映します。また、国及び神奈川県の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて施策の見直しを行います。

【ＰＤＣＡサイクルイメージ】



資料編

資料１　耐震改修促進法における建築物一覧・・・・・・・・・・・・・・・・27
資料２　耐震診断を義務化する建築物・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
資料３　「緊急輸送道路」の路線一覧・路線図・・・・・・・・・・・・・・29
資料４　住宅の耐震補強工事助成事業の実績・・・・・・・・・・・・・・・35
資料５　マンション耐震診断助成事業の実績・・・・・・・・・・・・・・・36

資料１　耐震改修促進法における建築物一覧

【多数の者が利用する建築物、要緊急安全確認大規模建築物】

用途		多数の者が利用する建築物 法第 14 条第１号	要緊急安全確認大規模建築物 法第７条、附則第３条
学校	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数２以上かつ 1,000 ㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む	階数２以上かつ 3,000 ㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む
	上記以外の学校	階数３以上かつ 1,000 ㎡以上	
体育館		階数１以上かつ 1,000 ㎡以上	階数１以上かつ 5,000 ㎡以上 （一般公共の用に供されるもの）
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数３以上かつ 1,000 ㎡以上	階数３以上かつ 5,000 ㎡以上
病院、診療所			
劇場、観覧場、映画館、演芸場			
集会場、公会堂			
展示場			
卸売市場			
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			階数３以上かつ 5,000 ㎡以上
ホテル、旅館			
賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿			
事務所			
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数２以上かつ 1,000 ㎡以上	階数２以上かつ 5,000 ㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの			
幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所		階数２以上かつ 500 ㎡以上	階数２以上かつ 1,500 ㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数３以上かつ 1,000 ㎡以上	階数３以上かつ 5,000 ㎡以上
遊技場			
公衆浴場			
飲食店、キャバレー料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			
理髪店、質屋、貸衣裳屋、銀行その他これらに類するサービスを営む店舗			
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）			
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			階数３以上かつ 5,000 ㎡以上
自動車車庫その他自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物			
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物			階数１以上かつ 5,000 ㎡以上で敷地境界線から一定距離以内に存する建築物
防災拠点建築物			法第５条第３項第１号の規定により神奈川県耐震改修促進計画に記載された旧耐震基準の建築物（要緊急安全確認大規模建築物のうち市町村と避難生活者の受入れに関する協定を締結したホテル・旅館）

資料２　耐震診断を義務化する建築物

【耐震診断が義務化される建築物】

平成 25 年（2013 年）11 月に耐震改修促進法が改正施行され、以下の建築物で新耐震基準に適合しない建築物は、定められた期限までに耐震診断を実施し、その結果を所管行政庁へ報告すること、所管行政庁はその報告内容を公表することが義務付けられました。

義務付け要件が耐震改修促進法で指定される建築物（要緊急安全確認大規模建築物） 報告期限：平成 27 年 12 月末日		
ア	不特定多数の者が利用する建築物で、大規模なものとして政令で定めるもの（資料１）	耐震改修促進法附則第３条第１号（注１）
イ	地震の際避難確保上特に配慮を要するものが主として利用する建築物で、大規模なものとして政令で定めるもの（資料１）	耐震改修促進法附則第３条第２号（注１）
ウ	一定量以上の危険物を取り扱う建築物で、大規模なものとして政令で定めるもの（資料１）	耐震改修促進法附則第３条第３号（注１）

義務付け要件が所管行政庁で指定される建築物（要安全確認計画記載建築物） 報告期限：所管行政庁が定める期限		
ア	災害時の利用確保が公益上必要な施設（都道府県指定）（注２）	耐震改修促進法第７条第１号
イ	地震発生時に通行を確保すべき道路（法第５条第３項第２号）沿道の建築物で耐震改修促進法施行令で定めるもの（都道府県指定）（注３）	耐震改修促進法第７条第２号
ウ	地震発生時に通行を確保すべき道路（法第６条第３項第１号）沿道の建築物で耐震改修促進法施行令で定めるもの（市町村指定）（注４）	耐震改修促進法第７条第３号

注１）耐震改修促進法附則第３条に掲げる既存不適格建築物
第３条第１項：病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存不適格建築物
第３条第２項：小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存不適格建築物
第３条第３項：耐震改修促進法第 14 条第２号に掲げる建築物（火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって、政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物）である既存不適格建築物

注２）神奈川県耐震改修促進計画に記載された建築物が対象となりますが、横須賀市の建築物は記載されていないため、対象建築物はありません。

注３）神奈川県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物が対象となり、報告期限は平成 30 年３月 31 日と定められました。

注４）現在、本市では法第６条第３項第１号に規定された道路を指定していません。

資料３　「緊急輸送道路」の路線一覧・路線図

横須賀市地域防災計画＜資料編＞から抜粋　※令和６年度末一部追加

（１）第１次緊急輸送道路（県指定路線）

No.	路線名	区間
1	国道 16 号	横浜市境（追浜本町１丁目）～走水交差点（走水２丁目）
2	国道 16 号 （横浜横須賀道路）	逗子市境（田浦大作町）～馬堀海岸 IC（馬堀海岸４丁目）
3	国道 134 号	国道 16 号三春町２丁目交差点～三浦市境（津久井１丁目）、三浦市境（長井１丁目）～葉山町境（秋谷）
4	県道 24 号 （主要地方道横須賀逗子線）	国道 16 号船越町交差点（船越町１・５丁目）～逗子市境（船越町３丁目）
5	県道 25 号 （主要地方道横須賀停車場線）	JR 横須賀駅（東逸見町１丁目）～国道 16 号交点（汐入町１丁目）
6	県道 26 号 （主要地方道横須賀三崎線）	国道 16 号本町１丁目交差点～国道 134 号林交差点（林２丁目・太田和２丁目）～三浦市境（長井１丁目）
7	県道 28 号 （本町山中線）	本町 IC（汐入町１丁目）～横浜横須賀道路横須賀 IC（山中町）
8	県道 211 号 （久里浜港久里浜停車場線）	国道 134 号夫婦橋交差点（久里浜４・５丁目）～久里浜港（久里浜８丁目）
9	県道 212 号 （久里浜港線）	久里浜港（久里浜８丁目）～国道 134 号野比交差点（野比２丁目）
10	市道よこすか海岸通り	国道 16 号小川町交差点～国道 16 号三春町３丁目交差点
11	市道 4263 号	久里浜臨港道路３号線～県道 212 号交点（久里浜８・９丁目）
12	久里浜臨港道路 3 号線	市道 4263 号線交点～久里浜港岸壁
13	平成臨港道路	市道よこすか海岸通り平成埠頭前交差点～新港岸壁
14	県道 27 号（久里浜田浦線）	県道 27 号佐原交差点～横浜横須賀道路衣笠 IC～県道 27 号横須賀インター入口交差点（池上５・６・７丁目）
15	久里浜田浦線Ｂ	県道 27 号横須賀インター入口交差点（池上５・６・７丁目）～横浜横須賀道路横須賀 IC（山中町）
16	安浦うみかぜ公園通り	国道 16 号安浦２丁目交差点～うみかぜ公園前交差点

（２）第２次緊急輸送道路（県指定路線）

No.	路線名	区間
17	県道 26 号 （三浦縦貫道路）	県道 27 号（久里浜田浦線）三浦縦貫道衣笠入口交差点（衣笠町）～横浜横須賀道路衣笠 IC～国道 134 号三浦縦貫道林入口交差点（林５丁目）
18	県道 27 号 （主要地方道横須賀葉山線）	野比２丁目（国道 134 号線）～県道 27 号佐原交差点、県道 27 号横須賀インター入口交差点（池上５・６・７丁目）～葉山町境（池上６丁目）
19	県道 208 号 （浦賀港線）	国道 134 号大津交差点（大津町１丁目）～浦賀港交番前交差点（西浦賀１丁目）
20	県道 210 号 （浦賀港久里浜停車場線）	浦賀港交番前交差点（西浦賀１丁目）～国道 134 号夫婦橋交差点（久里浜４・５丁目）
21	市道 859 号	国道 16 号三春町４丁目交差点～国道 134 号大津交差点（大津町１丁目）
22	根岸東逸見線Ｂ	池上十字路交差点～（公郷町）～国道 134 号湘南橋交差点（池田町５丁目）
23	市道横須賀葉山線	池上十字路交差点～県道 27 号横須賀インター入口交差点（池上５・６・７丁目）
24	市道安浦下浦線	国道 134 号湘南橋交差点（池田町５丁目）～県道 27 号佐原交差点
25	森崎佐原通り	南消防署前交点（森崎１丁目）～市道安浦下浦線交点（佐原１・２丁目）

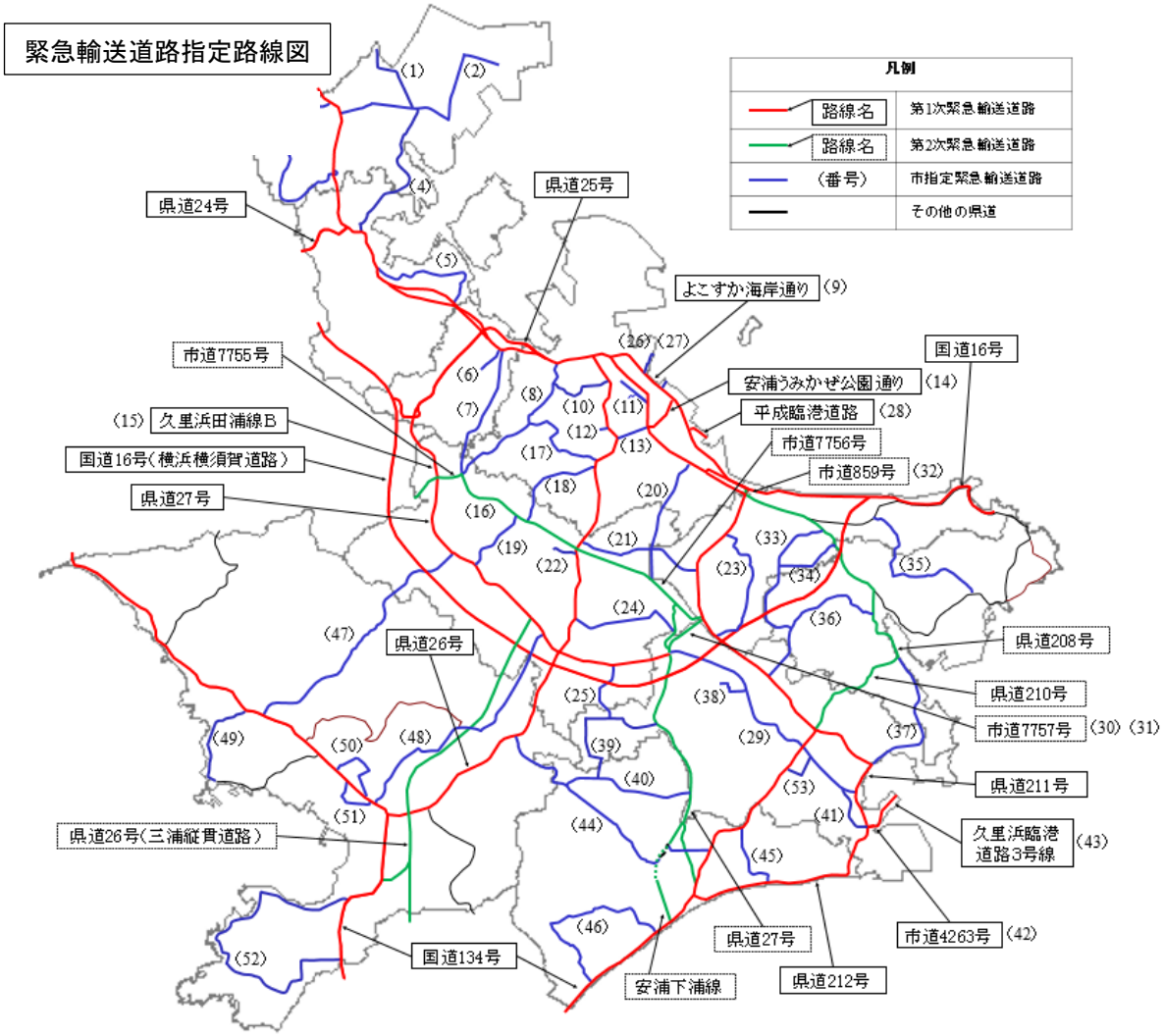
（３）市指定緊急輸送道路（啓開路線）

No.	路線名	区間（経由）
1	船越夏島線Ｂ	夏島貝塚通り交点（夏島町追浜公園付近）～（追浜橋）～横浜市境（追浜本町２丁目）
2	追浜夏島線（夏島貝塚通り）	国道 16 号追浜駅前交差点（追浜町３丁目）～（追浜公園）～住友重機械工業前（夏島町）
3	湘南鷹取団地線	国道 16 号雷神社前交差点（追浜本町１丁目）～（湘南鷹取）～国道 16 号湘南鷹取入口交差点（追浜町１丁目）
4	船越夏島線Ａ	国道 16 号船越町１丁目交差点～（浦郷町）～夏島貝塚通り交点（夏島町）
5	長浦臨港線	国道 16 号田浦町５丁目交差点～（田浦港町）～国道 16 号安針塚駅入口交差点（長浦町２丁目）
6	市道 7564 号（逸見浄水場通り）	国道 16 号汀橋交差点（西逸見町１丁目）～上下水道局逸見浄水場（西逸見町２丁目）
7	根岸東逸見線Ａ	国道 16 号逸見駅入口交差点（東逸見町１丁目）～（沢山小学校）～池上十字路交差点
8	市道横須賀葉山線	国道 16 号本町３丁目交差点～坂本交番前交差点（坂本町１丁目）～（新池上トンネル）～池上十字路交差点～県道 27 号横須賀インター入口交差点（池上５・６・７丁目）
9	小川三春線（よこすか海岸通り）	国道 16 号小川町交差点～（平成町）～国道 16 号三春町３丁目交差点
10	若松隧道線	汐入町２丁目汐入公園～（若松トンネル）～県道 26 号交点（若松町２丁目）
11	米が浜通り	国道 16 号米が浜交差点～横須賀共済病院（米が浜通１丁目）～米が浜通り入口（若松町３丁目）
12	上町坂本線（旧うわまち病院通り）	県道 26 号うわまち病院入口交差点～旧市立うわまち病院（上町２丁目）
13	市内環状線（聖徳寺坂線）	国道 16 号安浦２丁目交差点～（聖徳寺坂）～県道 26 号上町３丁目交差点（上町３丁目）
14	安浦うみかぜ公園通り	国道 16 号安浦２丁目交差点～うみかぜ公園前交差点
15	久里浜田浦線Ｂ	県道 27 号横須賀インター入口交差点（池上５・６・７丁目）～横浜横須賀道路横須賀 IC（山中町）
16	根岸東逸見線Ｂ	池上十字路交差点～（公郷町）～国道 134 号湘南橋交点（池田町５丁目）
17	鶴久保坂本線	県道 26 号鶴久保小学校前交差点（不入斗町１丁目）～（不入斗公園）～坂本交番前交差点（坂本町１丁目）
18	鶴久保衣笠線	県道 26 号交点（不入斗町１丁目鶴久保小学校前）～（大明寺トンネル）～県道 27 号三浦高校前交差点（衣笠栄町３丁目）
19	金谷駿河坂線	金谷交差点（金谷３丁目）～万葉公園（平作３丁目）
20	山崎公郷線	国道 16 号青い鳥幼稚園前交差点（三春町２丁目）～（公郷トンネル）～根岸町４丁目五郎橋付近交点

No.	路線名	区間（経由）
21	根岸衣笠線	国道 134 号根岸５丁目交差点～（公郷小学校前）～県道 26 号交点（公郷町２・３丁目）
22	市道 1377 号（衣笠病院通り）	県道 26 号衣笠小学校入口交差点～衣笠病院（小矢部２丁目）
23	大津池田線	国道 134 号大津グランド前交差点（大津町４丁目）～（池田町）～国道 134 号池田踏切交差点（池田町５丁目）
24	小矢部森崎線	県道 26 号井戸店交差点（小矢部３丁目）～（森崎交番）～森崎佐原通り交点（森崎１・２丁目）
25	岩戸大矢部線 A	県道 27 号岩戸団地入口交差点（岩戸１丁目）～（岩戸４丁目第２公園前）～県道 27 号大矢部３・５丁目交点（大矢部３丁目）
26	新港臨港道路	市道 7656 号交点～新港岸壁
27	市道 7656 号（新港岸壁通り）	よこすか海岸通り救急医療センター入口交差点～新港臨港道路交点
28	平成臨港道路	よこすか海岸通り平成埠頭前交差点～平成港岸壁
29	久里浜田浦線Ａ	県道 211 号大浜交差点（久里浜８丁目）～（神明公園）～県道 27 号佐原交差点
30	市道安浦下浦線	国道 134 号湘南橋交点（池田町５丁目）～県道 27 号佐原交差点
31	森崎佐原通り	南消防署前交点～市道安浦下浦線交点（佐原１・２丁目）
32	市道 859 号（大津交差点通り）	国道 16 号三春町４丁目交差点～国道 134 号大津交差点（大津町１丁目）
33	桜が丘団地線	県道 208 号桜が丘入口交差点（馬堀町２丁目）～（桜が丘１丁目）～浦賀舟倉線交点（吉井２丁目）
34	市道 6275 号（桜が丘通り）	県道 208 号交点（桜が丘２丁目）～桜が丘団地線交点（桜が丘１丁目）
35	馬堀鴨居線	県道 209 号馬堀小学校前交差点（馬堀町４丁目）～（二葉）～県道 209 号鴨居交番前交差点（鴨居１丁目）
36	浦賀舟倉線	県道 208 号浦賀警察署前交差点（浦賀５丁目）～（浦賀トンネル）～国道 134 号舟倉交差点（舟倉１丁目）
37	浦賀野比線	浦賀港交番前（西浦賀１丁目）～（川間トンネル）～県道 211 号開国橋交差点（久里浜７丁目）
38	市道 6774 号（横須賀南高校通り）	横須賀明光高等学校入口交差点（佐原５丁目）～県立横須賀南高校（佐原４丁目）
39	岩戸大矢部線Ｂ	市道 7227 号交点（光の丘第２公園）～(岩戸養護学校）～岩戸４丁目第２公園前
40	市道 7227 号（ＹＲＰ通り）	県道 27 号横須賀リサーチパーク入口交差点（野比１丁目）～（光の丘）～通研通り交点（長沢５・６丁目）
41	市道 4263 号（久里浜温水プール通り）	県道 212 号交点（久里浜８・９丁目）～（神明第２公園）～久里浜田浦線Ａ交点（神明町）

No.	路線名	区間（経由）
42	市道 4263 号 (久里浜港入口通り)	久里浜臨港道路 3 号線～県道 212 号交点（久里浜８・９丁目）
43	久里浜臨港道路３号線	市道 4263 号～久里浜港岸壁
44	野比北武線 （通研通り）	国道 134 号大作交差点（野比１丁目）～（長沢中学校）～県道 26 号通研入口交差点（武１丁目）
45	野比病院線	国道 134 号野比中学前交差点（野比３・４丁目）～（野比中学校）～県道 212 号交点（野比５丁目国立特別支援教育総合研究所前）
46	長沢津久井線	国道 134 号長沢駅入口交差点（長沢１・２丁目）～（津久井小学校）～国道 134 号津久井浜駅入口交差点（津久井１・２丁目）
47	坂本芦名線	県道 27 号（久里浜田浦線）交差点（平作４丁目）～（大楠トンネル）～国道 134 号大楠山入口交差点（芦名２丁目）
48	衣笠太田和線	太田和街道入口交差点（衣笠町）～（山科台）～国道 134 号大橋交差点（太田和２丁目）
49	市道佐島港線	県道 213 号佐島港線交点～国道 134 号大楠小学校入口交差点（芦名１丁目）
50	荻野長坂線	国道 134 号海洋科学高校前交差点（長坂１丁目）～（荻野小学校）～国道 134 号大楠高校入口交差点（長坂３丁目）
51	市道 4571 号 （市民病院通り）	国道 134 号海洋科学高校前交差点（長坂１丁目）～（西体育館）～国道 134 号交点（長坂１丁目南消防署西分署前）
52	大木根荒崎線・長井海の手海岸通り	国道 134 号荒崎入口交差点（長井１丁目）～（長井漁港）～国道 134 号ソレイユの丘入口交差点（長井１丁目）
53	総合医療センター通り	総合医療センター入口交差点（神明町）～国道 134 号交点（神明中学校校門前）

緊急輸送道路指定路線図



資料４　住宅の耐震補強工事助成事業の実績

平成８年度より実施（阪神淡路大震災発生：平成７年１月17日）

（単位：件）

区分	簡易診断	簡易現地診断	精密診断改修計画書作成	耐震診断改修計画書作成	耐震改修図面作成	工事監理	耐震改修工事	沿道木造住宅事前調査	耐震シェルター防災ベッド
平成８年度	287	156	0		0				
平成９年度	66	40	17		0				
平成 10 年度	44	1	0		0				
平成 11 年度	43	27	4		0				
平成 12 年度	31	21	2		0				
平成 13 年度	38	24	3		0				
平成 14 年度	39	19	2		0				
平成 15 年度	131	83	26		9	5	5		
平成 16 年度	268	128	43		8	9	9		
平成 17 年度	178	140	72		24	16	16		
平成 18 年度		91	34		28	27	27		
平成 19 年度				125	41	24	24		
平成 20 年度				94	38	38	38		
平成 21 年度				67	42	39	39		
平成 22 年度				41	29	24	24		
平成 23 年度				101	48	46	46		
平成 24 年度				122	56	50	50		2
平成 25 年度				66	37	32	32		0
平成 26 年度				37	23	18	18		0
平成 27 年度				36	23	20	20		0
平成 28 年度				35	19	17	17		1
平成 29 年度				19	10	8	8		0
平成 30 年度				18	9	9	9		0
令和元年度				9	6	6	6		0
令和２年度				14 (0)	8 (0)	3 (0)	3 (0)	0	0
令和３年度				15 (0)	7 (0)	8 (0)	8 (0)	0	0
令和４年度				14 (0)	9 (0)	9 (0)	9 (0)	1	0
令和５年度				15 (0)	8 (0)	5 (0)	5 (0)	1	0
令和６年度				63 (0)	28 (0)	17 (0)	17 (0)	1	0
令和７年度				25 (0)	17 (0)	19 (0)	19 (0)	0	0
累計	1,125	730	203	831 (0)	534 (0)	457 (0)	457 (0)	3	3

令和２年度以降の　（　）は、うち沿道住宅の件数

資料５　マンション耐震診断助成事業の実績

平成17年度より実施

区分	マンション予備診断		マンション耐震診断	
	棟	件数	棟	戸数
平成 17 年度	3	2	0	0
平成 18 年度	10	5	0	0
平成 19 年度	4	1	0	0
平成 20 年度	0	0	0	0
平成 21 年度	0	0	0	0
平成 22 年度	0	0	0	0
平成 23 年度	0	0	0	0
平成 24 年度	1	1	0	0
平成 25 年度	3	2	1	113
平成 26 年度	6	1	2	165
平成 27 年度	0	0	1	102
平成 28 年度	0	0	0	0
平成 29 年度	0	0	0	0
平成 30 年度	4	2	0	0
令和元年度	0	0	0	0
令和２年度	0	0	0	0
令和３年度	0	0	0	0
令和４年度	0	0	0	0
令和５年度	0	0	0	0
令和６年度	0	0	0	0
令和７年度	0	0	0	0
累計	41	730	4	380

横須賀市耐震改修促進計画

改定　令和９年（2027 年）３月

発行・編集　横須賀市 都市部 建築指導課
（建築安全担当）

〒238-8550　神奈川県横須賀市小川町 11 番地
TEL　　046-822-9530
E-Mail　bg-ci@city.yokosuka.kanagawa.jp